

令和2年度

子育て世帯への臨時特別給付金



「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯、平成16年4月2日生まれから平成17年4月1日生まれ（以下、新高校1年生）含む）に対する臨時特別の給付金（一時金）です。児童手当の増額という広報が一部でされていますが、厳密には別の臨時給付金の支給として取扱いをします。

令和2年4月分(新高校1年生については3月分)の児童手当の受給者の方に支給します。

特例給付（所得制限を超過されている世帯の方）の受給者は対象外となります。

対象児童1人につき、10,000円です。

支給は、令和2年3月31日時点（新高校1年生は令和2年2月29日時点）での居住市町村からとなります。

原則、申請は不要です。

宇治市では、令和2年6月11日に支給する見込みです。

振込口座は児童手当と同じ口座となります。別口座の指定はできません。

次の場合はお問い合わせください

- ・振込口座の解約をされている場合
- ・給付金の支給を希望されない場合

Q & A

Q . 誰が支給対象者になりますか？

A . 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の支給を受けている方です。対象児童は、3月31日までに生まれた児童であり、新高校1年生も含まれます。

Q . 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A . 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日(令和2年3月31日)時点での居住市町村(特別区含む)から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

新高校1年生については、令和2年2月29日時点

Q . 公務員への支給方法はどちらになりますか？

A . 公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請してください。申請書については所属庁担当部局にお問い合わせください。

別紙「支給に当たっての注意事項」もご確認ください

ご注意

児童手当または特例給付の受給者であるかのお問い合わせ、振込先口座のお問い合わせには電話ではお答えすることができません。

令和元年6月以前から受給されている方につきましては、令和元年9月27日付「児童手当・特例給付支払通知書」にてご確認ください。児童手当支給金額が対象児童×5,000円の場合は特例給付となり、今回の給付金の対象外となります。6月以降からの受給の方は認定時にお送りしております認定通知書をご確認ください。

振込の時間は金融機関によって異なります。通帳記帳にて確認できなかった場合は時間を空けて記帳をしてください。また振込先口座が別の金融機関である可能性もありますので、お心あたりのある口座をご確認ください。

給付金の支給にあたって、児童手当の情報を利用いたします。
ご了承ください。

宇治市役所福祉こども部
こども福祉課 児童給付係
電話:0774-20-8733(直通)

支給に当たっての注意事項



【支給対象者について】

令和2年4月分の児童手当の支給を受ける方が支給対象者となります。

令和2年4月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

- ・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数 （税法上）	所得制限限度額 （万円）	収入額の目安 （万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

（注）

1．所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

2．扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和2年4月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない方でも、令和2年3月分の児童手当の支給を受けることをもって、支給対象者となります。

令和2年4月分(又は3月分)の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。

また、令和2年4月分の児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。詳細は、現在お住まいの市町村に問い合わせてください。

なお、DV被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

令和2年4月以降(1)に離婚等で受給者を変更された場合は、令和2年4月分(2)の児童手当が変更前の受給者に支給となるため、今回の給付金も変更前の受給者に支給となります。

- 1 新高校1年生については令和2年3月以降
- 2 新高校1年生については令和2年3月分

【対象児童について】

以下のお子さんを対象児童とします。

- ・令和2年4月分の児童手当の対象となっているお子さん
- ・上記のほか、同年3月分の児童手当の対象となっているお子さん(15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、4月分の児童手当の対象となっていないお子さんに限ります。)

児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給先について】

監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けない方で、児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り、「支給先口座届出書」に必要事項を記載の上、子育て世帯への臨時特別給付金の支給先口座の届出をしてください。

【支給の辞退について】

支給を受けることを辞退する場合は、令和2年4月分の児童手当を支給する市区町村に届け出てください。令和2年4月1日以降に転入された方は、令和2年4月分の児童手当を支給する市区町村(転入前の市区町村)が届出先になりますのでご注意ください。

【支給辞退の方法について】

届出方法は、次の2種類です。

郵送届出方式：届出書を郵送により宇治市に提出していただく方式

窓口届出方式：届出書を宇治市の窓口で提出していただく方式

届出書を送付いたしますので、問い合わせ先までご連絡ください。

届出受付開始日及び届出期限は次のとおりです。

届出受付開始日

郵送届出方式：5月11日

窓口届出方式：5月11日

届出期限：5月22日必着

【宇治市からの問い合わせについて】

振込不能が生じた場合や、申請内容に不明な点があった場合、宇治市から問い合わせを行うことがありますが、A T M（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めめることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに宇治市役所こども福祉課又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

支給対象者に対し、令和2年3月31日時点において宇治市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て世帯への臨時特別給付金として支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、令和2年12月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金を支給されません。

子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。

子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。

ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

問い合わせ先 宇治市役所福祉こども部 こども福祉課 児童給付係 電話：0774-20-8733（直通）
--